

○厚生労働省告示第六十五号

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）第三条第一号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省令第二号）第三条第一号ト(4)及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省令第三号）第四条第二号ニの規定に基づき、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三号ト(4)及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第二号ニに規定する厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年三月六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト(4)及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第二号ニに規定する厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト(4)及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第二号ニに規定する厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第五百十七号）の一部を次の表のように改正する。



附 則

この告示は、令和三年四月一日から適用する。